

## 高山市環境配慮事業所認証制度実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、廃棄物の削減や環境配慮行動の促進等に積極的に取り組む市内の事業所を市が認証して応援する取組みとして創設するものであり、市民、事業所及び市が一体となつてごみ減量化を推進するとともに、市民の環境に対する意識啓発を図ることによって、第五次高山市ごみ処理基本計画（以下「基本計画」という。）の基本理念である循環型社会（3Rの推進と廃棄物の適正処分により、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会）の形成を目指すことを目的とする。

### (対象者)

第2条 本制度の対象は、次の要件を全て満たす事業所とする。

- (1) 市内で事業所を構え事業を営む事業所
- (2) 暴力団員等でない者又は暴力団員等と密接な関係を有しない事業所
- (3) この要綱において市が定める認証基準を満たす事業所

### (認証基準)

第3条 別表に定める取組項目において、8項目以上実施していると市が認める事業所を高山市環境配慮事業所と認証する。

### (申請方法)

第4条 高山市環境配慮事業所の認証を希望する者（以下「申請者」という。）は、高山市環境配慮事業所認証申請書（別記様式第1号）にチェックリスト（別記様式第2号）とチェック項目の事実確認ができる書類を添えて市長へ申請するものとする。

- 2 申請の受付は、毎年度3回とし、1回目を4月1日から6月末日まで、2回目を7月1日から9月末日まで、3回目を10月1日から12月末日までとする。

### (認証の決定)

第5条 市長は、申請者から提出された申請書の内容について、受付期間の翌月末までに、添付書類による審査を実施し、認証基準を満たすと認めるものを高山市環境配慮事業所と認証し、申請者に通知する。

- 2 前項の審査について、市長は必要に応じて現場確認を実施する。
- 3 市長は、高山市環境配慮事業所と認証した事業所（以下「認証事業所」という。）に対し、認証看板及び認証シールを交付するとともに、市のホームページ等で広く市民及び観光客に周知する。

### (ロゴマークの使用)

第6条 認証事業所は、市が作成する認証事業所のロゴマークを自社のPRに使用することができる。

### (認証事業所の責務)

第7条 認証事業所は、次の項目に取り組まなければならない。

- (1) 第3条の規定により選択した取組項目を積極的に実践し、食品ロス及びプラスチックごみの削減、生ごみ等の発生抑制及び発生する食品廃棄物の堆肥化等による再生利用等に取り組むことで、廃棄物の削減に努めること。

- (2) 第5条第3項の規定により交付された認証看板及び認証シールを店頭又は店内に掲示し、取組項目について来店者等へ積極的にPRし周知を図ること。
- (3) 第5条第2項に規定する現場確認に協力すること。
- (4) 高山市が実施するごみ減量化に関する普及啓発に協力すること。

(認証の有効期間)

第8条 認証の有効期間は、認証の決定をした日から3年を経過した日の属する年度末までとする。

(認証の継続)

第9条 前条の有効期間満了後、引き続き認証を希望する事業所は、当該有効期間満了日の30日前までに高山市環境配慮事業所認証継続申請書(別記様式第3号)にチェックリスト(別記様式第2号)とチェック項目の事実確認ができる書類を添えて市長へ提出するものとする。

2 前項の場合、第5条から第8条までの規定を準用する。

(認証事業所の実績報告)

第10条 認証事業所は、認証を受けた次年度の4月末日までに前年度の取組実績について、実績報告書(別記様式第4号)により市長に報告しなければならない。

(認証内容の変更)

第11条 認証事業所は、申請内容に変更が生じた場合は、高山市環境配慮事業所認証変更届出書(別記様式第5号)に変更内容が確認できる書類を添付し、速やかに市長へ届け出なければならない。

2 市長は、前項の届出書を受理した場合は、第5条に規定する審査を実施することとし、認証基準を満たすと認める場合は認証内容を変更し、届出者に通知する。

(認証の取消し)

第12条 市長は、認証事業所が認証基準を満たさなくなった場合及び信用を失墜する行為を行う等、認証事業所として適当でないと判断した場合は、認証を取り消すことができる。

2 認証を取り消された認証事業所は、速やかに第6条に定めるロゴマークの使用及び交付を受けた認証看板等の掲示を中止しなければならない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

飲食店・ホテル・旅館部門
< 共通取組項目 > (1) 独自のごみ減量化目標の設定 (2) 社内での 3R 行動（発生抑制、再使用、再生利用）の実践、共有
< 個別取組項目 > (3) 食材を使い切る工夫 (4) 食べ残さない工夫 (5) 食べ残しの持ち帰りができる工夫 (6) ごみ排出時の水切り等の工夫 (7) 使い捨て商品の使用を抑える工夫 (8) ごみの適正処理の実施 (9) 環境配慮行動を行う顧客に対するポイント付与等のインセンティブ提供 (10) 上記以外のごみを減らすための取組み
食品製造・販売店部門
< 共通取組項目 > (1) 独自のごみ減量化目標の設定 (2) 社内での 3R 行動（発生抑制、再使用、再生利用）の実践、共有
< 個別取組項目 > (3) 店頭での手付かず食品（賞味期限・消費期限切れ食品）の削減につながる取組み (4) 家庭での食べきり、使いきりにつながる取組み (5) 惣菜等の製造・調理段階での取組み (6) 食品ロス削減に関する自社の取組みの PR や社内での情報共有 (7) フードバンク活動等への支援 (8) ごみの適正処理の実施 (9) 環境配慮行動を行う顧客に対するポイント付与等のインセンティブ提供 (10) 上記以外のごみを減らすための取組み
その他
< 共通取組項目 > (1) 独自のごみ減量化目標の設定 (2) 社内での 3R 行動（発生抑制、再使用、再生利用）の実践、共有
< 個別取組項目 >

- (3) 紙ごみ削減の工夫
- (4) プラごみ削減の工夫
- (5) ごみ処理コストにかかる工夫
- (6) 分別の工夫
- (7) リサイクルの推進
- (8) CO<sub>2</sub>削減に関する取組み
- (9) 環境配慮行動を行う顧客に対するポイント付与等のインセンティブ提供
- (10) 上記以外のごみを減らすための取組み

高山市環境配慮事業所認証申請書

年 月 日

(あて先)高山市長

住 所 高山市  
事業所名  
代表者名  
電 話

高山市環境配慮事業所の認証を受けたいので、高山市環境配慮事業所証制度実施要綱第5条の規定に基づき申請します。

申請にあたり、私は暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者でないことを宣誓します。

記

1 申請する部門

- (1) 飲食店・ホテル・旅館部門
- (2) 食品製造・販売店部門
- (3) その他

2 独自のごみ減量化目標の設定

現在のごみ排出量		単位	
目標とする排出量		単位	

※目標とする排出量には、3年後の減量化した排出量を記入

3 社内での3R（発生抑制、再使用、再生利用）の実践、共有方法

---

4 添付書類 申請部門のチェックリスト及びチェック項目の事実確認ができる書類

チェックリスト (飲食店・ホテル・旅館等部門)

		実施している項目にチェック →	チェック
共通	1	独自のごみ減量化目標の設定	
	2	社内での3R行動(発生抑制、再使用、再生利用)の実践、共有	
	3	食材を使い切る工夫	
内容	ア	食材の無駄が出ないように仕入れている	
	イ	魚のあらや骨、野菜の皮などを利用したメニューを提供している	
	ウ	余った食材をスープやパテ、スタッフのまかない料理に利用している	
	エ	その他( )	
4	食べ残さない工夫		
内容	ア	小盛メニュー、SMLサイズ、ハーフサイズメニューの設定	
	イ	写真を撮影するなど、内容(量・カロリー・辛さ等)がわかるメニューの作成	
	ウ	アレルギーや好き嫌いに対応するため材料をメニューに詳しく記載、または注文時に食べられない物等を確認している	
	エ	コース料理でも量を選択できるようにしている	
	オ	注文時に分量のリクエストを聞く、または量について説明している	
	カ	宴会幹事等へ3010運動について呼びかけを行っている	
	キ	予約時に顧客の年齢層、男女比、好み等を確認し、適量の料理提供を行っている	
	ク	その他( )	
5	食べ残しの持ち帰りができる工夫		
内容	ア	持ち帰り容器(ドギーバッグ)、または顧客が持参した容器を使用している	
	イ	持ち帰り可能な店内案内をしている	
	ウ	要望があった場合に、消費期限等を説明した上で持ち帰り可能としている	
	エ	その他( )	
6	ごみ排出時の水切り等の工夫		
内容	ア	水きり専用ザル等を取り付け、水きりを徹底した上で廃棄している	
	イ	生ごみをコンポスト等を活用し堆肥化または減容化している	
	ウ	その他( )	
7	使い捨て商品の使用を抑える工夫		
内容	ア	マイ箸、マイボトル持参を推奨している	
	イ	間伐材使用の割り箸への移行や、繰り返し洗って使える箸を用いるようにしている	
	ウ	紙製やプラスチック製の使い捨て容器等を使わない工夫をしている	
	エ	バイオマスプラスチック使用製品を積極的に使用している	
	オ	その他( )	
8	ごみの適正処理の実施		
内容	ア	許可業者と契約をしてごみを廃棄している	
	イ	ごみをルールに基づき分別することや減容化の工夫に取り組んでいる	
	ウ	ごみの排出量を見える化し、削減の意識を高めている	
	エ	その他( )	
9	環境配慮行動を行う顧客に対するポイント付与等のインセンティブ提供		
内容	ア	電子通貨を活用したポイント付与を実施している	
	イ	独自のポイントカードを発行している	
	ウ	その他( )	
10	上記以外のごみを減らすための取組み		
内容			

※ 個別取組項目をチェックした場合は、必ず内容を選択または記入してください。  
 ※ 第三者が事実確認できない内容は、チェックをしても無効となります。

## チェックリスト（食品製造・販売店部門）

		実施している項目にチェック →	チェック	
共通	1	独自のごみ減量化目標の設定		
	2	社内での3R行動（発生抑制、再利用、再生利用）の実践、共有		
個別取組	3	店頭での手付かず食品（賞味期限・消費期限切れ食品）の削減につながる取組み		
	内容	ア	衛生管理上支障のない範囲で、賞味期限、消費期限に達するまで小売りを継続している	
		イ	食料品の見切り販売（消費期限、賞味期限の近い商品の値引き等）を実施している	
		ウ	残品が多く発生しないよう、入荷量の調整やロングライフ商品を積極的に活用している	
		エ	POP等の広報資材を活用した店頭での手付かず食品を抑制するための啓発を実施している	
		オ	その他（ ）	
	4	家庭での食べきり、使いきりにつながる取組み		
	内容	ア	少量パック、ばら売り、量り売りなど、適切な分量の食品を小売りできる販売を実施している	
		イ	売り場等での調理方法（食材の使いきりレシピの掲示など）や上手な保存方法、期限表示などについての情報を発信している	
		ウ	POP等の広告資材を活用した家庭での食べきり・使いきりにつながるための啓発を実施している	
		エ	その他（ ）	
	5	惣菜等の製造・調理段階での取組み		
	内容	ア	食材の使いきりやごみ排出時の水きり等、食品ロスの発生を抑制する取組みを実施している	
		イ	売れ行きを見ながらの、こまめな調理加工を実践している	
		ウ	その他（ ）	
	6	食品ロス削減に関する自社の取組みのPRや社内での情報共有		
	内容	ア	自社HP等で食品ロス削減に関する取組みをPRしている	
		イ	欠品理由の表示など、廃棄ロスを抑えた販売について消費者への説明を行っている	
		ウ	廃棄ロス発生量の把握や要因分析等の情報共有を実施している	
エ		食品廃棄物に関する責任部署や担当者を設置している		
オ		その他（ ）		
7	フードバンク活動等への支援			
内容	ア	余剰食品等をフードバンクやこども食堂へ提供している		
	イ	飼料化などによる食品リサイクルを実践している		
	ウ	その他（ ）		
8	ごみの適正処理の実施			
内容	ア	許可業者と契約をしてごみを廃棄している		
	イ	ごみをルールに基づき分別することや減容化の工夫に取り組んでいる		
	ウ	ごみの排出量を見える化し、削減の意識を高めている		
	エ	その他（ ）		
9	環境配慮行動を行う顧客に対するポイント付与等のインセンティブ提供			
内容	ア	電子通貨を活用したポイント付与を実施している		
	イ	独自のポイントカードを発行している		
	ウ	その他（ ）		
10	上記以外のごみを減らすための取組み			
	内容			

※ 個別取組項目をチェックした場合は、必ず内容を選択または記入してください。

※ 第三者が事実確認できない内容は、チェックをしても無効となります。

## チェックリスト（その他部門）

		実施している項目にチェック →	チェック	
共通	1	独自のごみ減量化目標の設定		
	2	社内での3R行動（発生抑制、再使用、再生利用）の実践、共有		
個別 取組	3	紙ごみ削減の工夫		
	内容	ア	電子化によりペーパーレス化を進めている	
		イ	両面印刷や裏紙利用を徹底している	
		ウ	シュレッダーごみを再資源化可能なルートへ搬出している	
		エ	封筒は雑誌等と一緒に再資源化している	
		オ	自社制作の窓空き封筒の窓部をグラシン紙等の再資源化可能な素材にしている	
		カ	その他（ ）	
	4	プラごみ削減の工夫		
	内容	ア	プラ製品の使用を控える取組みをしている	
		イ	取り扱っているプラ製品を環境に配慮した素材に転換している	
		ウ	その他（ ）	
	5	ごみ処理コストにかかる工夫		
	内容	ア	自社のごみ排出量とごみ処理コストを見える化している	
		イ	従業員のごみ処理コスト意識向上を図っている	
		ウ	その他（ ）	
	6	分別の工夫		
	内容	ア	従業員のごみ分別意識の向上を図っている	
		イ	排出前にごみ袋の中身を確認し分別状況を再確認している	
		ウ	その他（ ）	
	7	リサイクルの推進		
	内容	ア	リサイクル品を積極的に活用している	
		イ	再使用できそうなものは安易に廃棄せず、譲渡したりリサイクルに出したりしている	
		ウ	ごみの資源化などの事業に参画または協力している	
エ		その他（ ）		
8	CO <sub>2</sub> 削減に関する取組み			
内容	ア	太陽光パネルを設置し自社の電力源の一部としている		
	イ	社用車に低公害自動車を採用している		
	ウ	エアコンの使用に関する社内ルールがある		
	エ	社内照明や水道の使用に関する社内ルールがある		
	オ	その他（ ）		
9	環境配慮行動を行う顧客に対するポイント付与等のインセンティブ提供			
内容	ア	電子通貨を活用したポイント付与を実施している		
	イ	独自のポイントカードを発行している		
	ウ	その他（ ）		
10	上記以外のごみを減らすための取組み			
内容				

※ 個別取組項目をチェックした場合は、必ず内容を選択または記入してください。

※ 第三者が事実確認できない内容は、チェックをしても無効となります。



高山市環境配慮事業所認証継続申請書

年 月 日

(あて先)高山市長

住 所 高山市  
事業所名  
代表者名  
電 話

高山市環境配慮事業所の認証を継続したいので、高山市環境配慮事業所認証制度実施要綱第8条の規定に基づき申請します。

申請にあたり、私は暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者でないことを宣誓します。

記

1 更新申請する部門

- (1) 飲食店・ホテル・旅館部門
- (2) 食品製造・販売店部門
- (3) その他

2 独自のごみ減量化目標の設定

現在のごみ排出量		単位	
目標とする排出量		単位	

※目標とする排出量には、3年後の減量化した排出量を記入

3 社内での3R（発生抑制、再使用、再生利用）の実践、共有方法

---

4 添付書類 申請部門のチェックリスト及びチェック項目の事実確認ができる書類

実績報告書

年 月 日

(あて先)高山市長

住 所 高山市  
事業所名  
代表者名  
電 話

年 月 日付で高山市環境配慮事業所として認証を受けた内容について、下記のとおり実績報告します。

記

1 認証を受けた部門

- (1) 飲食店・ホテル・旅館部門
- (2) 食品製造・販売店部門
- (3) その他

2 認証の有効期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

3 ごみ排出量の削減実績

目標とする排出量		単位	
排出量の実績		単位	

※目標とする排出量は、申請書記載の内容と整合するよう記入

4 添付書類 排出量の実績が確認できる書類

別記様式第5号(第11条関係)

高山市環境配慮事業所認証変更届出書

年 月 日

(あて先)高山市長

住 所 高山市  
事業所名  
代表者名  
電 話

年 月 日付で高山市環境配慮事業所として認証を受けた内容について、下記のとおり変更することを届け出ます。

記

1 認証を受けた部門

- (1) 飲食店・ホテル・旅館部門
- (2) 食品製造・販売店部門
- (3) その他

2 認証の有効期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

3 変更内容

---

4 変更日 年 月 日 から

5 添付書類 変更内容が確認できる書類 (認証内容に影響がある場合のみ)